

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	訪問サービスセンター みなみ
所在地	群馬県太田市高林北町1138-1
電話番号	0276-38-6689
管理者名	三浦 美都子
医療保険指定番号	訪問看護（群馬県 0590013号）
介護保険指定番号	介護予防訪問看護・訪問看護（群馬県 1060590013号）
サービス提供地域	太田市（旧藪塚本町を除く）、大泉町、熊谷市

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

医療法人三省会が開設する訪問サービスセンターみなみが行なう訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、サービスセンターの看護師その他の従業者が、訪問看護の必要性を主治医に認められた対象者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業所の看護師等は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとします。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 従業員の職種・職員数・勤務形態

職種	勤務形態	員数
管理者	常勤	1
看護師	常勤	(管理者含む) 5
理学療法士	常勤	4
事務職員	常勤	1
	非常勤	1

4. 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月～土曜日 平日：午前8時30分～午後5時30分 土曜日：午前8時30分～午後12時30分
休業日	日・祝日、12月30日～1月3日 創立記念日（4月第2土曜日）

★ただし、緊急の場合は上記の曜日・時間に関係なく、24時間の緊急訪問看護体制を整えております。

※サービスは、利用者様と曜日・時間・回数等の同意の下に提供されますが、サービスの性質上（緊急対応や急変などがあり）お約束の時間に訪問できない場合がございます。あらかじめご了承ください。可能な限り電話等での連絡を行うように努力いたします。

5. サービス内容

	内容
訪問看護	ア) 療養生活や、介護方法についての相談
	イ) 食事・入浴・排泄などの日常生活のお世話
	ウ) リハビリテーション
	エ) 床擦れなどの手当て・医療機器やカテーテルの管理
	オ) 病気に対する専門的な看護
	カ) その他

6. 利用者負担金

1) 介護保険で定める費用

訪問看護費

サービス内容略称	算定項目		合成 単位数		
訪問看護 I 1			314	1回につき	
訪問看護 I 1・夜	20分未満	夜朝 25%加算	393		
訪問看護 I 1・深		深夜 50%加算	471		
訪問看護 I 2			471		
訪問看護 I 2・夜	30分未満	夜朝 25%加算	589		
訪問看護 I 2・深		深夜 50%加算	707		
訪問看護 I 3			823		
訪問看護 I 3・夜	30分以上 60分未満	夜朝 25%加算	1029		
訪問看護 I 3・深		深夜 50%加算	1235		
訪問看護 I 4			1128		
訪問看護 I 4・夜	60分以上 90分未満	夜朝 25%加算	1410		
訪問看護 I 4・深		深夜 50%加算	1692		
訪問看護 I 5	理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士の訪問の場合 1回あたり 20分		294		
訪問看護 I 5・2 超		1日に3回以上 利用する場合	265		
訪問看護訪問回数超過等減算	昨年度の訪問回数において、看護師より理学療法士等の訪問回数が上回った場合		-8		
訪問看護	長時間訪問看護加算		300		
訪問看護	複数名訪問加算(I)	30分未満	600		
		30分以上	402		
訪問看護	複数名訪問加算(II)	30分未満	201		
		30分以上	317		
訪問看護サービス提供体制加算 I 1	サービス提供体制強化加算(I)		6		
訪問看護サービス提供体制加算 II 1	サービス提供体制強化加算(II)		3		
緊急時訪問看護加算 I 1	緊急時訪問看護加算 I		600	1月につき	
緊急時訪問看護加算 II 1	緊急時訪問看護加算 II		574		
訪問看護退院時共同指導加算	退院時共同指導加算 ※1		600		
訪問看護特別管理加算 I	特別管理加算(I) ※2		500		
訪問看護特別管理加算 II	特別管理加算(II) ※3		250		
訪問看護介護連携強化加算	看護・介護職員連携強化加算		250		
訪問看護初回加算 I	初回加算(I)		350		
訪問看護初回加算 II	初回加算(II)		300		
訪問看護体制強化加算 I	看護体制強化加算(I)		550		
訪問看護体制強化加算 II	看護体制強化加算(II)		200		
訪問看護口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50		
訪問看護ターミナルケア加算	ターミナルケア加算		2500		死亡月

介護予防訪問看護費

サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	
予防訪問看護 I 1	20 分未満		303	1回につき
予防訪問看護 I 1・夜		夜朝 25%加算	379	
予防訪問看護 I 1・深夜		深夜 50%加算	455	
予防訪問看護 I 2	30 分未満		451	
予防訪問看護 I 2・夜		夜朝 25%加算	564	
予防訪問看護 I 2・深夜		深夜 50%加算	677	
予防訪問看護 I 3	30 分以上 60 分未満		794	
予防訪問看護 I 3・夜		夜朝 25%加算	993	
予防訪問看護 I 3・深夜		深夜 50%加算	1191	
予防訪問看護 I 4	60 分以上 90 分未満		1090	
予防訪問看護 I 4・夜		夜朝 25%加算	1363	
予防訪問看護 I 4・深夜		深夜 50%加算	1635	
予防訪問看護 I 5	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問の場合 1 回あたり 20 分		284	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問開始月から 12 ヶ月を超えた場合 1 回あたり 20 分		269	
予防訪問看護 I 5・2 超	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問の場合 1 回あたり 20 分	1 日に 3 回以上 利用する場合	142	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問開始月から 12 ヶ月を超えた場合 1 回あたり 20 分		127	
予防訪問看護訪問回数超過等減算	昨年度の訪問回数において、看護師より理学療法士等の訪問回数が上回った場合		-8	
予防訪問看護	長時間訪問看護加算		300	
予防訪問看護	複数名訪問加算(Ⅰ)	30 分未満	254	
		30 分以上	402	
予防訪問看護	複数名訪問加算(Ⅱ)	30 分未満	201	
		30 分以上	317	
予防訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		6	1回につき
予防訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		3	
予防緊急時訪問看護加算ⅠⅠ	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600	1月につき
予防緊急時訪問看護加算ⅡⅠ	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		574	
予防訪問看護退院時共同指導加算	退院時共同指導加算 ※1		600	
予防訪問看護特別管理加算Ⅰ	特別管理加算(Ⅰ) ※2		500	
予防訪問看護特別管理加算Ⅱ	特別管理加算(Ⅱ) ※3		250	

予防訪問看護初回加算Ⅰ	初回加算(Ⅰ)	350	1月につき
予防訪問看護初回加算Ⅱ	初回加算(Ⅱ)	300	
予防訪問看護体制強化加算	看護体制強化加算	100	
予防訪問看護口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50	

訪問看護費・介護予防訪問看護費共通

※1 特別な管理を必要とする利用者は1月につき2回まで算定

※2 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態など

※3 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態など

*1 単位=10.21円 負担割合に応じた金額となります。〈限度額を超過した費用は全額(10割)負担〉

*夜間：午後6時～午後10時 *早朝：午前6時～午前8時 *深夜：午後10時～午前6時

2) 健康保険法で定める費用

項目	内容
基本療養費Ⅰ	週3日目まで 5550円 週4日目以降 6550円 * 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合 5550円
基本療養費Ⅱ (同一建物への訪問)	【2人】 週3日目まで 5550円 週4日目以降 6550円 * 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合 5550円
	【3人以上】週3日目まで 2780円 週4日目以降 3280円 * 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合 2780円
基本療養費Ⅲ(外泊者への訪問)	8500円
訪問看護管理療養費	月の初日 7670円
	2日目以降 訪問看護管理療養費1 1日3000円 訪問看護管理療養費2 1日2500円
夜間・早朝訪問看護加算	2100円 (夜間:18時~22時 早朝:6時~8時)
深夜訪問看護加算	4200円 (深夜:22時~翌6時)
難病等複数回訪問加算	同一建物内1人または2人の場合 2回/日 4500円 3回/日以上 8000円
	同一建物内3人以上の場合 2回/日 4000円 3回/日以上 7200円
特別管理加算	利用者の状態により、1月につき5000円または2500円 ※1
24時間対応体制加算	看護業務負担軽減の取り組みを行っている場合 1月につき 6800円
	上記以外 1月につき 6520円
緊急訪問看護加算	月14日目まで、1日につき2650円 月15日目以降、1日につき2000円
長時間訪問看護加算	5200円(週1日まで、状態によっては週3日までとする)
乳幼児加算	1日につき1300円 厚生労働大臣が定める利用者は、1日につき1800円
複数名訪問看護加算	同一建物内1人または2人の場合 看護職員が他の看護師等と同時に訪問看護を行う場合 4500円 (週1日まで) 「特定の状態にある利用者以外」に看護職員がその他の職員と同時に訪問看護を行う場合 (週3日まで) 1回/日 3000円 「特定の状態にある利用者」に看護職員がその他の職員と同時に訪問看護を行う場合 1回/日 3000円 2回/日 6000円 3回/日以上 10000円

複数名訪問看護加算	同一建物内3人以上の場合 看護職員が他の看護師等と同時に訪問看護を行う場合 4000円（週1日まで） 「特定の状態にある利用者以外」に看護職員がその他の職員と同時に訪問看護を行う場合（週3日まで） 1回/日2700円 「特定の状態にある利用者」に看護職員がその他の職員と同時に訪問看護を行う場合 1回/日 2700円 2回/日 5400円 3回/日以上 9000円
退院時共同指導加算	8000円（月1回まで、別に厚生労働大臣が定める利用者については月2回まで）
退院支援指導加算	6000円 ※別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者の場合 8400円
特別管理指導加算	2000円
在宅患者連携指導加算	3000円（月1回まで）
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000円（月2回まで）
看護・介護職員連携強化加算	2500円（月1回まで）
訪問看護情報提供療養費1	1500円（月1回まで） 市町村等の求めに応じ情報提供した場合
訪問看護情報提供療養費2	1500円（月1回まで） 保育所等、学校等の求めに応じ情報提供した場合
訪問看護情報提供療養費3	1500円（月1回まで） 保険医療機関等に入院・入所する際、主治医に情報提供した場合
訪問看護医療 DX 情報活用加算	1月につき50円
遠隔死亡診断補助加算	死亡月に150円
訪問看護ターミナルケア療養費1	25000円（看取りの介護加算等を算定していない利用者）
訪問看護ターミナルケア療養費2	10000円（看取りの介護加算等を算定している利用者）
訪問看護ベースアップ評価料	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 1月につき780円
	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 1月につき10～500円

※1 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態など… 5000円
人工肛門、在宅酸素療法、重度の褥瘡がある状態など … 2500円

*実際に対応した金額の合計から負担割合に応じた金額となります。

4) 交通費

項目	介護保険	医療保険
交通費	サービスを提供する地域にお住まいの方は無料 それ以外の地域の方 サービスを提供する地域を出た所から 片道 5km 未満の範囲 100 円/回 片道 5km 以上 10km 未満の範囲 200 円/回 片道 10km 以上の範囲 300 円/回	事業所から 片道 5Km 未満の範囲 …100 円/回 片道 5Km 以上の範囲 …200 円/回

5) 保険以外のオプションサービス利用料

項目	時間区分	利用料
1. 訪問看護 (30 分につき)	① 日中 (8時~17時) ② 夜間 (17時~20時) ③ 早朝 (6時~8時) ④ 深夜 (20時~翌6時)	(平日) ① 4000円 ②・③ 4500円 ④ 6000円 (日曜・祝日) 平日料金に 1000 円加算(30 分毎)
2. 外出の付き添い	① 2時間以内 ② 2時間以上	① 10000 円 ② 1. の料金に準じて加算 ※ご自宅以外への訪問及び同伴時にかかる交通費はすべて、利用者様負担
3. 保険外サービス 利用時の交通費		事業所から片道 5Km 未満 100 円/回 " 5Km 以上 200 円/回
4. 死後の処置		15000 円

※サービス実施のために使用する利用者様宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者様の負担となります。

6) その他

(1) キャンセル料は無料です。

事前にキャンセルが分かっている場合には、ご利用予定日の前までにご連絡をお願いします。緊急の場合は訪問当日の朝8時30分から9時までにご連絡をお願いいたします。

(2) お支払い方法

料金・費用は1ヶ月毎にご請求しますので、翌月末日までに訪問した職員にお支払い下さい。

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、主治医やご家族様の他に、救急隊、その他関係機関に連絡いたします。

8. 個人情報の保護

○ 当事業所は、サービスを提供する際に、知り得た利用者様およびご家族様に関する情報を、正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

○ 当事業所は、サービス担当者会議等における個人情報は、あらかじめ同意のうえ使用します。

- ＜使用目的＞
- ・主治医への状態報告、相談
 - ・サービス担当者会議等での報告
 - ・入院、入所時の申し送り

9. 苦情窓口

●当事業所相談窓口

担当者 管理者 三浦 美都子 電話 0276-38-6689

●公的機関相談窓口

太田市役所 長寿あんしん課 いきがい推進係	電話 0276-47-1829
大泉町役場 高齢介護課 介護係	電話 0276-62-2121
群馬県国民健康保険団体連合会	電話 027-290-1323
熊谷市役所 長寿いきがい課	電話 048-524-1398
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話 048-824-2568

10. その他

(1) 医療保険対応の利用者様に関しましても、サービス担当者会議や利用者様に関わっておられるサービス事業者様、担当ケアマネジャー様に、必要な情報を提供させていただきます。

(2) 医療保険対応の利用者様に関しましては、市町村等や保育所等、学校等、保険医療機関等に対して情報提供させていただくことがあります。

- (3) 訪問看護サービスは主治医の指示に基づき行われるため、訪問看護指示書が必要になります。また、状態の悪化などにより頻回に訪問する場合、特別訪問看護指示書が必要になります。訪問看護指示書や特別訪問看護指示書が発行された際、かかりつけの医療機関から訪問看護指示書料（医療保険が適応されます）を請求される場合があります。
- (4) 当事業所は、法人全体で褥瘡対策に取り組んでおります。職員全体で同じ認識の上関わっていく必要があります。褥瘡発生部位の定期的な写真撮影をさせて頂く場合があります。
- (5) 当事業所は、看護学生等の訪問看護実習の受け入れ施設となっております。利用者様、ご家族様のご理解とご協力をお願いいたします。
- (6) 訪問看護ステーションからの理学療法士および作業療法士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問すると位置付けられております。連携してサービスを提供するために、定期的に看護職員が訪問させていただきます。
- (7) 当事業所は、第三者による評価を実施していません。

以上

訪問看護重要事項説明確認

訪問看護サービス開始にあたり、重要事項説明書に基づき、利用者に対して説明し、この内容について同意を得て交付しました。

<事業者> 所在地 群馬県太田市高林北町 1138-1
事業者名 医療法人 三省会
代表者 三浦 美都子
事業所名 訪問サービスセンターみなみ
事業所番号 (医) 1060590013 (介) 0590013

<説明者> 氏名

同意書

私は、担当者より重要事項説明書について説明を受け、この内容について同意し、交付を受けました。

年 月 日

<利用者> 住所
氏名 印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者> 住所
氏名 印